和紙工房開設に伴う 条例制定

)和紙工房施設の設置及び管

改正

●個人情報保護条例等の一部

伴うもの。 黒潮町和紙工房施設の開設に 理に関する条例の制定 現在、 佐賀橘川に建設中の 可決(全員)

及び要配慮個人情報の詳細が

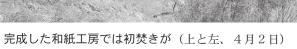
定められたことに伴うもの。

可決(多数)

が改正され、

個人識別符号

行政機関個人情報保護法等



宮地 葉子議員

想と宗教が抜けているが、な 事項は取り扱いをしてはなら 思想、信条及び宗教に関する ぜこれらが対象外なのか。 ないとしている。改正案は思 現行は、 実施機関は個人の

森田 総務課長

中の 改正案の要配慮個人情報の 人種、 及び犯罪と犯罪により 会的身分、犯罪の経歴、 信条、 そういう社

害を被った事実を含ま れる個人情報に限りと れているとなっている。 いう中に、すべて含ま 4件ともに

上位法等改正に伴う

討 論

反対 治史議員

改正案には、

対する。 これは、 危険性をすごく感じるので反 信条の中に入っていく感じで 教に関する事柄が抜けている。 思想と宗教が一つの

上位法等改正に伴う 部改正4件

年間

可決(多数)

管理に関する条例の一部改正 条例の一部改正 める条例の一部改正 員及び運営に関する基準を定 ●移住者支援住宅の設置及び 道路、)地域包括支援センターの職 |税条例等の一部改正 附属物占用及び徴収

指定管理者の 指定1: 件

可決 (全員)

理者の指定 ●和紙工房施設に係る指定管 この施設は、 拳ノ川小学校

個人の思想、宗 改正前にあった 28年に県の補助により建設し 運営主体とする前提で、 ている施設であるため、

会会長、 ら平成3年3月31日までの5 潮町佐賀北部活性化推進協議 によらない選定をするもの。 期間 指定管理者候補 黒潮町拳ノ川4番地1、 平成2年4月1日か 大石正幸

町道 大方2路線 佐賀7路線の認定

黒潮町道の路線認定

の 窪川佐賀道路事業に関係する と生活道路、また、 た側道を町道に認定するも 工事用道路、 これらの路線は、 及び本線に沿っ 産業振興 一般国道

道路改良工事の新たな路線と して整備する次の2路線 大井川馬荷支1号線 大井川馬荷支2号線 佐賀地区は、 大方地区は、 大井川馬荷線 一般国道窪川

> 道路、及び側道整備に係る次 佐賀道路事業における工事用 の7路線

集落の区長を中心に組織する 区8集落に鈴地区を加えた9

佐賀北部活性化推進協議会を

拳/川側道1号線

平成

ノ川中谷線

荷稲側道1号線

小黒,

公募

- 小黒、 ノ川小谷口線
- 小黒 黒 ノ川市ノ又線 ノ川側道1号線

黒

ノ川側道2号線

可決(全員)

議長・副議長を 選出しました

議 長 山﨑 正男



副議長 小松 孝年

